

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号(以下、「本件」という。)につき、申立人X(以下、「申立人」という。)と被申立人 東京電力株式会社(以下、「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 除染費用(平成25年4月8日 パワーハロー購入費用)

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目についての和解金として、金1,610,437円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 除染費用に関する領収証の交付等

(1) 申立人は、被申立人に対し、本和解成立から2週間以内に、申立人が支出した第1項記載の除染費用を裏付ける領収書原本を被申立代理人弁護士Aあてに郵送の方法により送付するものとする。なお、郵送手数料は申立人の負担とする。

(2) 申立人は、被申立人に対し、第1項記載の損害項目「除染費用」に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体等に対する請求を行わないことを約する。

(3) 被申立人は、申立人が第1項記載の損害項目「除染費用」について被申立人から支払いを受けた事実を証するために必要のあるときは、国や地方自治体等に対し、当該事実及び申立人の氏名、住所、連絡先等の個人情報を必要な範囲内で提供することができる。

5 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、原子力損害賠償紛争解決センターに、本和解契約書の写し1通を交

付する。

平成25年11月29日

(仲介委員 上妻英一郎)